

市第17号議案

泉区における町区域の設定及びこれに係る字区域の廃止

次のように泉区において町区域を設定し、及びこれに係る字区域を廃止する。

平成24年6月8日提出

横浜市長 林 文子

1 町区域の設定

新 区 域	新 区 域 に 編 入 す る 現 在 の 区 域	
	町 名	区 域 図
泉 区 しも 和 泉 一 丁 目 下 い ず み	泉区和泉町の一部	別 図 の と お り
泉 区 しも 和 泉 二 丁 目 下 い ず み	泉区和泉町の一部	
泉 区 しも 和 泉 三 丁 目 下 い ず み	泉区和泉町の一部	
泉 区 しも 和 泉 四 丁 目 下 い ず み	泉区和泉町の一部	
泉 区 しも 和 泉 五 丁 目 下 い ず み	泉区和泉町の一部	

2 字区域の廃止

上記町区域の設定に伴い、新区域に編入する現在の区域内に存する字区域は、これを廃止する。

泉区における町区域の設定図



提 案 理 由

住居表示の実施のため、泉区において町区域を設定し、及びこれに係る字区域を廃止したいので、地方自治法第 260 条第 1 項の規定により提案する。

参 考

地方自治法（抜粋）

第 260 条 市町村長は、政令で特別の定めをする場合を除くほか、市町村の区域内の町若しくは字の区域を新たに画し若しくはこれを廃止し、又は町若しくは字の区域若しくはその名称を変更しようとするときは、当該市町村の議会の議決を経て定めなければならない。

（第 2 項及び第 3 項省略）